

NO	質問種別	質問	回答
1	介護予防・生活支援サービス事業に関すること	通所型サービス C について、今後、事業対象者区分の利用者を想定しないのか。	本市において、事業対象者は更新時の区分として位置づけています。H30 年度は新規の要支援認定者から対象とし実施していきますが、今後は状況をみながら検討していきます。
2	介護予防・生活支援サービス事業に関すること	今後、予防・事業対象者のサービスや取り扱いについての決定前の協議の際に各包括支援センターを入れた形で協議は行っていないのか。	本市のサービスについては高齢者福祉計画に基づき、決定しております。高齢者福祉計画の策定については国の動向及び市民の代表者や有識者の意見を踏まえ、計画立案し、実施しております。
3	①介護予防・生活支援サービス事業に関すること ②一般介護予防事業に関すること	通所型サービス C や脳活教室は 1 カ所の事業所との委託契約となっているが、勝連エリア全域の提供はあるのか。また、今後、各包括センターエリア事に委託事業所を設けていく予定があるのか。	通所型サービス C においては、津堅島は対象外となりますが、その他の地域については、送迎が可能であるかどうか、事前に事業所と相談が必要となります。また実施状況をみながら、実施場所の拡大を検討していきます。 脳活教室については、津堅島以外の全地域を対象としています。
4	自立支援型地域ケア会議に関すること	自立支援型地域ケア会議の助言者メンバーに精神分野の専門職(精神保健福祉士等)の参加が検討しないのか。	初回の自立支援型地域ケア会議立ち上げのメンバーについては、厚生労働省から示されている介護予防活動普及展開事業の中に示されている専門職を基にメンバーを選定しています。
5	ケアマネジメントに関すること	平成 30 年 1 月に要支援認定を受け、3 月中に地域包括支援センターと契約した利用者が、サービス開始(通所サービス予定)が 4 月からの場合は、通所型サービス C の利用となるのでしょうか。	通所型サービス C の対象者については、平成 30 年 4 月 1 日以降に地域包括支援センターと契約された方から案内の対象と考えていますが、4 月以前に契約された方でも、本人の希望があれば案内の対象として良いと考えます。
6	ケアマネジメントに関すること	要支援認定が平成 30 年 3 月切れの利用者で、申請遅れで認定結果が 4 月以降のため、サービスは暫定(要支援予定)にて継続予定の場合の対応で、4 月以降の変更で注意することはありますでしょうか。(通所介護と福祉用具利用の方です)	暫定利用の方に対する注意点に変更はありませんが、今後の方向性として介護保険、総合事業サービスともに、これまで以上に自立支援に向けた取り組みが求められています。心身機能の改善のほかにも地域の中で役割をもって生活できるよう、本人の状態に合わせた社会資源等の提案も検討してください。

7	ケアマネジメントに関すること	通所型サービス C でスタートした利用者が、一定期間経過後、状態悪化や必要性があった場合に利用再開や継続した利用が可能なのか。	通所型サービス C は短期集中プログラムとしています。状態悪化により通所型サービス C を中断し、その後利用再開することが効果的と判断される場合は、プランに位置づけられた期間の範囲で利用は可能と考えます。基本的な流れとしては 3 ヶ月間の利用となります。
8	ケアマネジメントに関すること	要介護→要支援になった場合も 4 月 1 日移行で契約した場合は、自立支援型地域ケア会議と通所型サービス C 対象となるのか。	貴見のとおりです。
9	ケアマネジメントに関すること	通所型サービス C 以外のサービス希望時も新規利用の際には、自立支援型地域ケア会議は必要になるのか。また、初回利用時に通所介護相当サービスの利用希望があり、CM も必要性を認めた場合は通所型サービス C を利用せずに、そのまま通所介護相当サービスを利用することは可能か。	当面は、通所型サービス C 利用者について、自立支援型地域ケア会議を行います。今後は新規の方全員について、自立支援型地域ケア会議を行っていく方向性となります。 通所型サービス C は ADL/IADL の改善を目的とした集中介入プログラムとなります。基本的な流れとして新規認定者については、通所型サービス C の利用を案内しますが、本人が通所介護相当サービスの利用希望がある場合は、これまで通りプランに位置づけ、通所介護相当サービスを利用する流れとなります。しかし、自立支援型ケアマネジメントの視点を持ち、本人の状態に合わせた社会参加に向けて継続して支援を行ってください。
10	ケアマネジメントに関すること	初回時は必ず通所型サービス C(ステップ1)につなぐ必要があるのか。	H30 年度からは段階的なサービス利用として、通所型サービス利用希望の方については、まず集中介入として位置づけてある通所型サービス C の案内を行ってください。利用については本人の同意が得られた方となります。
11	ケアマネジメントに関すること	資料 6 ページ①の図について 通所型のなかでも朝から夕方まで提供する事業所や「海風」以外を希望する方も新規の方は全員ステップ1の通所型サービス C と地域ケア会議を得て、必要性が認められた場合でないと通所型の利用はできないということでしょうか。通所型サービス C の説明をしても同意が経られない場合は通常に通所型サービスを利用できるのでしょうか。	H30 年度からは段階的なサービス利用として、通所型サービス利用希望の方については、まず集中介入として位置づけてある通所型サービス C の案内を行ってください。しかし、1 日型の通所の希望がある、通所型サービス事業所までの距離が遠く利用できないなど、本人の同意が得られない場合は、これまで通り、通所介護相当サービスの利用案内となります。 当面は通所型サービス C を利用する方のみ自立支援型地域ケア会議を行います。今後は通所型サービス C 利用の同意が得られず、通所介護相当サービスを利用する方についても、地域ケア会議を行う流れとなります。
12	ケアマネジメントに関すること	H30 年 4 月～新規の要支援の方たちは、全員、一旦包括が担当するのでしょうか。	これまでと変わらず、包括支援センター及び委託先事業所が担当します。

13	ケアマネジメントに関すること	H30 年 4 月～新規の方たちは、全員、通所型サービス C の利用になるのでしょうか。訪問型や福祉用具の利用はできないのでしょうか。	H30 年度からは段階的なサービス利用として、通所型サービス利用希望の方については、まず集中介入として位置づけてある通所型サービス C の案内を行ってください。通所型サービスの利用の必要性がない方については、これまで通り、必要とするサービスを位置づけることで変わりはありません。
14	ケアマネジメントに関すること 予防給付に関すること	通所リハビリの必要性がある方は図①の流れをふまず、これまで通り、担当者会議を経て通所リハの利用ができるのでしょうか。	貴見のとおりです。
15	一般介護予防事業に関すること	高齢者交流サロンの設置者の条件について個人や法人等制限がないのか。また対的な補助内容を示してもらいたい。	設置者は特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項の特定非営利活動法人または適切な事業運営が確保できる市長が認めた任意団体としています。補助金については、初年度整備費・運営費を補助することになっています。
16			